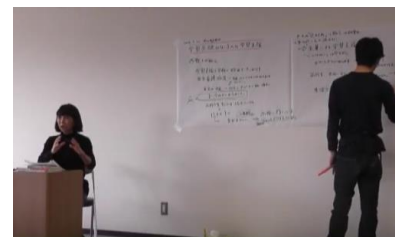


団体名	子どもの権利擁護プロジェクト こどもサポートやまなし
代表者名	白木 信一
所在地	甲府市中央 2-7-10 カトリック甲府教会内

1. 事業名	みんなで創る未来まちづくり事業
2. 実施期間	平成 27 年 12 月～平成 28 年 3 月
3. 補助金額	178,000 円
4. 協働のパートナー	山梨県教育委員会社会教育課
5. 事業概要	<p>①連続講座（5回）</p> <p>《子育ての不安・負担を軽減する場づくり》</p> <p>・子育て中の親が感じる不安材料をもとに5つのテーマを選び、テーマに沿ってゲストスピーカーを招いた。参加者の主体的な気づきや学びの場につなげるため、毎回、ゲストスピーカーの話のあと、分かち合い等の時間を作り、行動変容のきっかけ作りを行った。</p> <p>参加費：無料</p> <p>連続講座 1：H28年2月27日 13：00～17：00 田富総合会館講義室 テーマ「子どもに必要な教育費と支援制度」 講師：竹山トシ江氏、篠原真由美氏</p> <p>連続講座 2：H28年3月12日 10：30～12：00 山梨県立図書館交流ルーム テーマ「女性のワークライフバランスをはぐくむ基盤とは」 講師：永井寛子氏、井筒祥子氏</p> <p>連続講座 3：H28年3月21日 13：30～15：00 山梨市役所会議室 テーマ「学習意欲のない子への学習支援」 講師：西牧たかね氏、山田真宙氏</p> <p>連続講座 4：H28年3月24日 18：30～20：30 ぴゅあ総合小研修室 テーマ「思春期にこれはOK？NG？」 講師：反田克彦氏、西岡美紀恵氏</p> <p>連続講座 5：H28年3月25日 13：00～17：00 笛吹市コレセンター資料展示室 テーマ「スマホを持たせる前に親としての心構え」 講師：田崎輝美氏、渡辺実子氏</p>



## ②記念講演会（1回）

貧困等の諸問題を地域の子どもの地域で見守り、学びや暮らしを支えるシステムを作るきっかけ作りための記念講演会を実施。

平成27年12月19日13：30～16：30 山梨県立文学館研修室

テーマ「あらためて考えるこどもの貧困」

ゲストスピーカー：湯浅誠氏（社会活動家） 参加費：無料



## 6. 事業成果

### 《全体》

- \* こどもの幸せをとともに考え、寄り添う目的で行っている様々な支援活動等を通し、家庭への支援の重要性、子育て中の親を取り巻く環境づくりの重要性を実感してきた。こうした経験をもとに、講座・講演の内容の精査を行ない、子育て中の親に寄り添う民間ならではの柔軟な対応（土曜、夜間実施。保育対応）が出来たと思う。また、県との協働により、事業への後援による支援、広域での広報により、一般の方々は安心して参加出来、より多くの対象者に繋がる事ができた。
- \* 事業対象者を、子育て中の親御さんに限定せず、支援者や関心のある方への展開を試みた。貧困をはじめとした、子育てにおける様々な問題が現実には起こっているという現状を知ってもらい、他人事でなく自分の事として考えてもらえる良い機会を提供できた。特に行政との協働という形を取ることで、問題・課題に対して行政に頼るだけでなく、ある時には自分で出来ることは何かを考え、行動する、ある時にはともに考え、提案していくことの大切さを伝えることが出来た。
- \* 協働により、協働先のみならず、様々な行政関係者の方々（市町村関係者、社協関係者、教員等）の参加を得ることが出来ただけでなく繋がりを持つ事が出来た。

### ①連続講座（5回）

- \* 記念講演会も同様であったが、講師・ゲストスピーカーの話は、専門的な内容はもちろん、事例や実際の活動を織り交ぜての話で、難しすぎず、わかりやすく聞いてもらえた。また、聞くだけでなく、参加同士の分かち合いや意見交換を行うことにより、客観的な視点での事象の捉え、情報の整理整頓できたため、理解がすすみ、当事者・支援者の持つ問題・課題への展開が出来た。当事者同士の繋がりのみならず、行政、支援者との繋がりを持たせたケースもあった。
- \* 子育てには、大人同士、大人と子どもの関係性の構築、日常のコミュニケーション、地域での支えの大切さを受講側も主催者側も確認できた。

	<p><b>②記念講演会（1回）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*定員以上の参加申し込みがあった。申し込み状況、実施のアンケートからも、こどもの貧困について、年齢・性別を超え、多くの人々が関心を持っていることが確認できた。</li> <li>*社会教育課との情報の共有や情報提供が出来た。施策策定に役立つことを期待している。（社会教育課が「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定する段でのヒアリングによる情報提供）</li> </ul>
<b>7. 課 題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*柔軟な対応は試みたが、子育て中の親御さんは、育児や仕事、当日の体調等の理由で、参加の意思はあっても、参加できない、できなくなってしまったという状況があった。そうした方々への対応をどの様に行なうか、さらに検討していきたい。</li> <li>*実施の場所が、国中に限られてしまった。より広範囲での実施を検討したい。</li> </ul>
<b>8. 今後の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*今年度の講演・講座は録画または録音として残し、今後の活動の中で、必要な方々や、視聴希望の当事者・関係者への配信を考えている。</li> <li>*平成25年に「子どもの貧困対策推進に関する法律」も施行され、以前と比較すると、貧困をはじめとする諸問題、課題の周知、関心度は増してきたと感じているが、まだまだ啓蒙が必要であり、社会の仕組みづくり、制度の充実等の必要性を感じている。今後、こうした幅広い視野にたった提言や、実際の活動を検討していく。</li> </ul>
<b>9. 補助制度に対する意見・感想</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*協働という形をとることにより、協働先だけでなく様々な行政、関連団体との連携を深めることができたことは有意義と感じた。</li> <li>*補助金により、事業を実施できたことは大変、有難いことであった。しかし、二分の一補助金の仕組みは、特に基盤の弱い団体にとっては、活用しやすい制度とは言えないと感じた。</li> </ul>

## ★ 団 体 紹 介 ★

こどもサポート山梨は、2013年5月に関係10団体と有志60名で設立し、こどもの学習支援、相談・同行支援・生活支援及びこどもやその家族との信頼と友情を深めるために、キャンプ、親子サロン、バーベキュー大会、クリスマス会、餅つき大会、親子食堂、親子料理教室など各種のイベントを行っています。

その結果、学習会では毎回約10名の生徒の参加、発足以来、延べ約五百名が参加し、毎年6から7名の高校受験合格者を出しています。

また、相談は、山梨県内に地域連絡所35箇所、24時間対応の専用電話、週2回の相談コーナーの設置を行い、発足以来外国人42件を含む148件の相談を受け付け、この内の30~40件は、継続して、そのこどもや家族に寄り添いながら支援をしています。その他にも生活支援基金（30万円）を設立し、少年1名の自立につなげました。

このような利用者の増加、輻輳した諸問題への取り組みを、より信頼性を高め、行政も含めて関連機関との連携を深め、利用者へのサービスの向上を目指す目的で2016年2月に「特定非営利活動法人 こどもサポートやまなし」として再出発しました。

今後は、関連機関とのネットワークの構築、利用するこどもや家族との信頼と友情を育み「寄り添い型の支援」を継続します。

なお、当会の運営が、こどもの諸問題に対する価値を共有する市民と団体による無償ボランティアでおこなわれていることも当会の活動の特徴です。

団体名	繭の森プロジェクト
代表者名	鈴木 啓志
所在地	山梨県北杜市白州町横手 1360 そらくも農場内

1. 事業名	繭の森プロジェクト 2016
2. 実施期間	平成 27 年 8 月～平成 28 年 3 月
3. 補助金額	400, 000 円
4. 協働のパートナー	甲府市商工課、甲府商工会議所
5. 事業概要	<p>甲府市を代表する節分のお祭り、「大神宮祭典」に合わせ、伝統をモチーフにしたかざりづくりと ONI(鬼) に扮する遊び心で甲府中心街の活性化を図ります。</p> <p><b>プロジェクトの趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p><b>祭典の新たな楽しみの演出</b></p> <p>祭典の街をより多くの人に、より楽しく。景観形成や参加型のイベントを実施します。</p> </li> <li> <p><b>祭事・季節行事の継承</b></p> <p>大神祭・どんど焼き・繭団子・繭玉飾りなどの季節に纏わる祭事やかざりを新たな形で楽しみ、地域の歴史や文化に触れる機会をつくります。</p> </li> <li> <p><b>街の協働性の向上</b></p> <p>老若男女、街に関わる様々な人々が同一のテーマで自らの手を動かし、祭典の一員として関わりを持ちます。</p> </li> <li> <p><b>新たな街の魅力の創出</b></p> <p>街で広がったつながりから新たな発見や創造を。企画の連携や販促などのPRも。</p> </li> </ul> <p><b>プロジェクトの構成</b></p> <p>プロジェクトは直接運営を行う企画と、趣旨賛同と依頼に基づき、教育や福祉の現場、地域のイベントなどへ当プロジェクトから共通の資材を提供する協力企画からなります。</p> <p>◆活動記録展</p> <p>昨年度の活動の様子をパネルとし、かざりのサンプルと共に展示。甲府市役所をはじめ開催地近隣の展示スペース6か所を巡回。多くの市民へ周知をはかりました。</p>





◆ 繭玉かざり

パッケージ化した資材一式を提供し、店主をはじめとする参加者が自らの個性で街を彩り、「繭の森」をつくっていきます。散策の楽しみにつながるよう、各所で発揮されたオリジナリティの紹介も行いました。



◆ 角かざり

発泡スチロールの円錐に地域の参加者が絵付けをし、鬼のツノとして祭典の来場者に配布されます。一覧で示された豊かなバラエティはそのまま街の多様性を示すものとなり、頭の上に乗って話題の伝播や参加する楽しみも視覚化していきます。



◆ ワークショップ / 共同作業日

立ち寄りの来場者に賑やかさへ参加してもらうのはもちろんのこと、解説や実演、製作環境が確保できない店主への支援も兼ねて行われました。職場グループでの参加や商店街組織の制作企画にも活用され、多くの方に繭玉かざり、角かざりづくりを楽しんでもらいながら、祭典への期待感が高まりました。

◆ 書初めコーナー

節分祭当日、旧正月のお焚き上げをモチーフに筆に親しむコーナー。書道家のアドバイスのもと、参加者が楽しんだ形跡が通りに蓄積して景観も形成されていきました。



◆ どんど焼き

地域の文化にふれる機会として、どんど焼き会場を設け米粉の繭玉団子を配布。かつての様子を伝えるご年配の方など、世代を越え多くの来場者が山梨の風習に親しみました。



◆ ONIスタイル

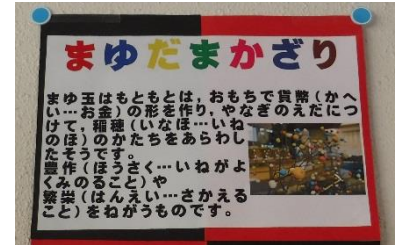
思い思いの「ONIスタイル」に扮した配布メンバーが、祭典会場でツノを勧め、店主や露天商をはじめ、多くの人がツノを付けお祭りに参加する機会を広げました。

◆ ONIメイク

イベント会場で鬼に変身する簡易メイクを実施。立ち寄りの来場者もハレの場と一体感を深め、「ONI」として祭典の街を楽しんでいきました。



プロジェクトの資材を活用し、大神祭や繭の森に関連した協力企画が数多く実施され、各々の意図が付加された生きた企画として、期待を上回る活用と連携の輪が広がりました。



◆小学校・学童保育施設

生活の授業や特別学級にて、お祭りについて学びながらかざりづくりの実施。  
甲府に滞在中の海外アーティストによるこどもたちへのワークショップ  
学童保育教材、大神祭当日の外出企画への活用

◆保育園、こそだて支援企画

園児による繭玉飾り製作や、商店街へのお散歩企画  
ツノかざり製作と鬼をモチーフにしたレクリエーション  
園とイベントスペースの連携によるワークショップ

◆福祉施設

特別養護老人ホームやデイサービス等の所内作業企画  
施設による近隣店舗との協働によるかざりづくり企画  
通所者家庭へのかざりの持ち帰り企画  
など



◆店舗、商店街での企画

商店街飾りの共同制作  
チラシや広告企画でのプロジェクト紹介  
かざりづくりの体験やプロジェクトを紹介するコーナーの設置  
ツノかざりによる割引や特典、オリジナル商品などの販促企画など



	<p><b>協働パートナーとの連携</b></p> <p>活動記録展会場提供、PR 媒体への掲載など、それぞれの告知協力のみならず、保育園・小学校などの教育現場、雑誌等のメディア、協賛企業や新規参加店舗などの紹介を受けました。顔と顔のつながりをひろげる機会や、合意への後押し、今後につながる実積を得ることができました。</p>
<p><b>6. 事業成果</b></p>	<p>地域の商店や団体・施設等計87軒の参加があり、延べ2500人以上の方が世代や所属を越えて当事者として祭典に関わりを持ち、街への親しみを深めるような企画となりました。</p> <p>甲府の中心市街地には街との接点を求める潜在的な需要が多くあり、それらをつなぐ「お題」としても予想を上回る展開を見せました。</p> <p>こうした活動に対し、様々な協力の申し出やPRの機会を得たほか、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、WEBサイトなど様々な媒体でも取り上げられ、より広く趣旨の浸透がはかられました。</p> <p style="text-align: center;">告知用のチラシ・ポスターのほか 散策用の繭玉飾りMAPを製作</p> 
<p><b>7. 課題</b></p>	<p>資材調達、多様な企画の運営、屋外飾りの維持管理など活動は多岐にわたります。実働スタッフの確保や地域との連携強化など、参加しやすい恒例行事としての環境づくりが大きな課題です。</p>
<p><b>8. 今後の展開</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繭の森を甲府の冬の風物詩として定着させること</li> <li>・より楽しく参加でき、展開を生むことのできる面白さを追求すること</li> <li>・街の実利に結びつく可能性を広げること</li> <li>・地域に根差した運営体制の充実など企画の持続性を高めること</li> </ul> <p>これらを課題として今後の活動を継続していきます。</p>
<p><b>9. 補助制度に対する意見・感想</b></p>	<p>公、民に寄らず多くの組織や団体を網羅した企画でしたが、行政の支援がそれぞれの協力を得る上で大きな力となり、今後につながる実積をつくることができました。</p>

★ 団体紹介 ★

文化の発信拠点「桜座」の縁で集まった有志によるお祭りの賑やかしからスタートして6年。地域にかかわる多くの方と甲府の街を楽しんでいます。最新情報やお問い合わせは下記へ

繭の森プロジェクト

ホームページ <http://mayunomori.jimdo.com/> メールアドレス [kofu.mayunomori@gmail.com](mailto:kofu.mayunomori@gmail.com)



団体名	特定非営利活動法人甲じゃん会
代表者名	杉山信明
所在地	山梨県甲府市国母6-4-4

1. 事業名	卸売市場活性化からふるさと山梨の活性化へ
2. 実施期間	平成27年7月～平成28年3月
3. 補助金額	400,000円
4. 協働のパートナー	甲府市地方卸売市場計画課

**5. 事業概要**

山梨県内唯一の公設卸売市場（場外市場含む）から消費者へ「直接販売」を通じて本来の「にぎわいある市場」に回帰し、地域活性化を図り、山梨県全域を発展させていくために「食」を通じた事業を行うことにより、甲府市地方市場の知名度をアップし山梨県の経済発展、ひとつづくり、ものづくり、まちづくり等に寄与することを目的として事業を行った。

■第一回食育事業（甲府市南西公民館）H27. 8. 8



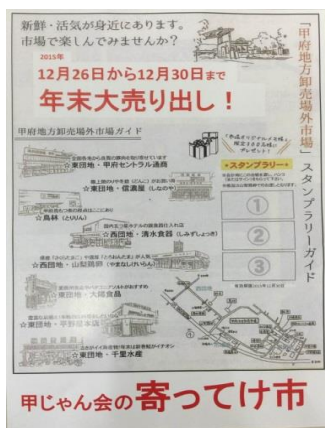
■やまなし市民活動交流フェスタ（小瀬スポーツ公園）H27. 11. 14・15



■ 第二回食育事業（秀峰調理師専門学校）H27. 11. 28



■ よってけ市年末売り出し（甲府地方卸売市場場外市場）H27. 12. 26～30



■ 第三回食育事業（秀峰調理師専門学校）H28. 1. 9



■ 第四回食育事業（秀峰調理師専門学校）H28. 2. 20



■ 甲じゃん会ブランド商品開発



<p><b>6. 事業成果</b></p>	<p>「食」を通じた社会貢献活動を通して広く一般消費者に対して甲府市地方卸売市場の特性を活かした食育事業として「食の専門家による食育と料理講座」を4回開催した。昨年からの継続事業で、受講者の方から「もっと回数を増やした方がいい。」との意見があり昨年の2回から今年は4回開催し4回目は「親子で参加する料理講座とした。参加者は甲府市とその周辺の地域の方々に、料理で使用する食材はすべて甲府市地方市場で調達し、食材の特性と調理方法について理解を深めることができた。また、一般の方には、甲府地方卸売市場と場外市場については一般客には売ってもらえないとの認識が強く、場外市場では一般客のみなさんも買い物ができる」と周知できた。</p> <p>また、「やまなし市民活動交流フェスタ」への参加及び「よってけ市」の開催では、山梨県や甲府市と連携することで県内外からの来客に対し、地元山梨の「食」や甲府市地方卸売市場で扱われる食材をアピールすることができ、甲府市地方卸売市場の活性化を通じた地域経済発展の一助となったと思われる。</p> <p>さらに、我々甲じゃん会のブランド商品の開発についてギフトセットという形でギフト箱を共通化することで、会員各社の代表的な商品をピックアップして甲府市地方卸売市場ならではのギフトセットを商品化することができた。</p>
<p><b>7. 課題</b></p>	<p>甲じゃん会の会員各社が通常営業する中で外部に出ていく人員の確保などが難しく、次年度でいかにクリアしていくかという点についてメンバー間で話し合っていく必要性を感じた。</p>
<p><b>8. 今後の展開</b></p>	<p>市場だけに固執することなく外部に出て「甲府地方卸売市場」が地域経済の発展に貢献するため、甲じゃん会も山梨県や甲府市等と積極的に協働していく必要性を強く感じた。</p>
<p><b>9. 補助制度に対する意見・感想</b></p>	<p>この補助制度が無ければできなかった事業ばかりなので補助制度をぜひ継続していただきたいと思う。</p> <p>さらなる要望点としては、年度初めの4月もしくはGWに入る4月下旬から事業が開始できればより効果のある事業が可能となると考えられる。</p>

## ★ 団 体 紹 介 ★

甲府市地方卸売市場の場外市場の若手事業者により発足されたNPO法人です。

衰退する地域の課題を乗り越えて小売店のみならず、一般消費者をターゲットとして卸売市場の特性を活かした販売及び、食品のプロからお客様への直接対面販売の推進をしていきます。これにより甲府市地方卸売市場が活性化するとともに、地域経済の発展と中小小売業者の保護が図られます。さらに中小小売業者が活性化することによりこれらが甲府市や山梨県の地域活性化に貢献するものと考え活動しております。

団体名	リズムオブラブ
代表者名	渡辺 光美
所在地	甲府市国母1-10-10 403

1. 事業名	ふるさと山梨の生活安全を Eye∞愛でつなぐ！
2. 実施期間	平成27年7月～平成28年2月
3. 補助金額	240,000円
4. 協働のパートナー	山梨県企画県民部 県民生活・男女参画参画課 公益財団法人山梨県防犯協会 株式会社アドブレン社
5. 事業概要	<p>○ふるさと山梨ならではの「山梨発信！特殊詐欺撲滅体操～ふるさと山梨の生活安全をEye∞愛でつなぐ！編～」を考案した。</p> <p>○「山梨発信！特殊詐欺撲滅体操～ふるさと山梨の生活安全をEye∞愛でつなぐ！編～」のDVDを制作し、山梨県の要所に寄贈し、山梨県全域あがての振り込め詐欺などの特殊詐欺被害撲滅に協力していただいた。</p>  <p>○山梨県や山梨県防犯協会主催の「安全・安心なまちづくり推進会議」「安全・安心なまちづくり山梨県民大会」「全国地域安全運動」を始め、地域に根付いている県レベルのイベント（県民の日・いきいき山梨ねりんピック・郷育フォーラム等々）で「ふるさと山梨の生活安全をEye∞愛でつなぐ！」のステージ開催と啓発ブースを設営した。</p>  

<p><b>6. 事業成果</b></p>	<p>○山梨県で多発し、なかなか解決できない高齢者への『電話詐欺』撲滅への挑戦となった斬新な事業だった。地域ぐるみ県民一体となった事業に対し、山梨県警察本部長から「アポ電の認知件数や110番への通報が増えたこと」を評価していただき、「山梨県警察本部生活安全部長賞」までいただいた。県内で高齢者の生活安全や福祉に携わる活動をしている団体・個人からは、視聴覚教材の寄贈に関して、どこへ行っても大変喜んでいただき活動への応援をいただけた。この県民を巻き込んだ事業に山梨県県民生活・男女参画課、YBSグループ、山梨県防犯協会と協働で取り組めたこと、山梨県警察本部生活安全部から後援いただけたこと、20団体約350名の県民の皆さまに協力いただけたことは、当団体の市民活動へのさらなる「自信と誇り」につながった。</p> <p>○行政との協働のお陰で、秋のイベントシーズンに地域に根付いている県規模のステージで3回にもわたり生活安全啓発活動ができた。協働先がYBSグループのお陰で、テレビ（山梨放送・全CATV・NHK・YBSラジオ・山梨日日新聞等）でたくさん告知・報道していただけたことで、短期間のうちに県民に向け地域活性化協働事業の周知徹底ができた。また、ホームページ・ブログ・フェイスブック・YouTube等をふんだんに活用したことで、本県から「全国へ発信」し、話題性のある新規事業となった。</p> <p>○映像制作のプロである企業との協働のお陰で、視聴しやすく目につきやすいDVDを製作していただけたことで、高齢者だけでなく県民一人ひとりへの防犯への「習慣づけ・意識づけ」につながった。特に『電話詐欺』の発生しやすい金融機関の内「山梨中央銀行」で山梨県全域にある支店で放映していただけたこと、高齢者に身近な自主放送している全ての「CATV」で放映していただけたこと、庁舎に視聴覚設備のある「市町村」で放映していただけたことには感謝にたえない。</p>
<p><b>7. 課題</b></p>	<p>日常活動や協働事業の理念・ミッションを様々な方法で発信し、県民の皆さまに共感していただき、協賛してくださる個人や団体をいかに増やしていくか、活動資金を産み出す効率的な仕組みづくり等々、継続への不断な努力。</p>
<p><b>8. 今後の展開</b></p>	<p>○「山梨発信！『電話詐欺』撲滅体操」啓発活動 協働企業の告知・周知や協働制作のDVDを配付できたお陰で、山梨県警察本部長自ら喜んでいただき、山梨県警察本部及び県内12警察署、山梨県防犯協会、県内各防犯協会等々との連携が更に強くなった。新年度の「安全運動週間」「高齢者安全教室」「出前講座」等々で、山梨県全域において「ふるさと山梨の生活安全をEye∞愛でつなぐ」活動を展開して行く。</p> <p>○「山梨発信！『電話詐欺』撲滅体操DVD」の増刷 DVDの評判を聞いた各種団体・企業から「DVDが欲しい！」等の声が寄せられている。新年度も協賛を募り、さらに多くの県民の皆さまに届くよう生活安全への「願い・思い」をカタチにして行く。</p> <p>○「山梨発信！『電話詐欺』撲滅体操DVD」第2弾の制作 DVDを目にした県民から「私の住んでいる市町村にも撮影に来て欲しい！」「私も撮影に協力したい！」等々の声が多数寄せられている。山梨県27市</p>

	町村を網羅する撮影、まさしく地域一体・県民ぐるみとなった第2弾の撮影ができるように協賛を募って行く。
9. 補助制度に対する意見・感想	行政や企業との協働のおかげで大きなイベントへ数多く参加でき、啓発活動をたくさんの方へ周知させることができた。また、各市町村で活動へ協力して下さる公共施設、団体が非常に増えた。このような補助制度があったため、自主企画では運営できないような事業を開催できたことにとっても感謝している。

## ★ 団 体 紹 介 ★

「健康安全郷育プログラム」を中核とした、かけがえのない命を大切にできる心と体づくりを目的とするグループとして健全な地域発展を図ることを目的としたボランティア団体。

「健康安全郷育プログラム」とは、以下の通り。

- ふるさと山梨に暮らす人々の「健康と安全」を願い、「笑顔と元気と癒し」を希求するものとする。
- 「ひと・もの・こと」ふるさと山梨にこだわり、誇りと自信、希望と夢を育む郷育活動とする。
- 「かけがえのない命を大切にできる心と体づくり」に必須となる郷材・郷具は、ふるさと山梨の地域資源を発掘、及び、利活用し、地域の活性化を目指す。

現在は山梨県内各地で乳幼児から高齢者、障がい者まで対象として社会教育施設や福祉施設等で健康で安全に生活するための講座を開催中。

ホームページ URL : [www.heartandbody.net/](http://www.heartandbody.net/)

主宰公式ブログ : [yaplog.jp/rhythm\\_of\\_love/](http://yaplog.jp/rhythm_of_love/)

フェイスブック : <https://www.facebook.com/heartside>

## 山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県地域活性化協働事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体との協働を推進するとともに、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動（以下「事業等」という。）を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、次の要件全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

- (1) 山梨県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること
- (2) 10人以上で構成されていること

### (補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、県又は市町村と民間団体等2者以上が協働して地域の諸課題の解決に当たる事業で、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくりの推進を図る事業等
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業等
- (3) 環境の保全を図る事業等
- (4) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業等
- (5) 国際化の推進を図る事業等
- (6) 地域の安全を図る事業等
- (7) その他地域の活性化に資するものと知事が認める事業等

### (補助率、補助限度額等)

第5条 補助率は、補助対象事業費の1/2以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。

- 2 補助回数は、制限を設けない。
- 3 補助限度額は、100万円とする。
- 4 補助対象事業費が、30万円未満の事業等は補助の対象としない。
- 5 補助対象経費は、別表のとおりとする。
- 6 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は、補助の対象としない。

### (募集)

第6条 募集は、別に定める募集要項により行う。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の期日までに、山梨県地域活性化協働事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。



- (1) 事業計画書（様式第1号の2）（事業概要図を添付すること）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 申請団体調書（様式第1号の4）及び会員名簿
- (4) 協働団体名簿（様式第1号の5）
- (5) 誓約書（様式第1号の6）
- (6) その他知事が必要と認めるもの

（調査）

第8条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

（審査）

第9条 審査は、一次審査（書類等）及び二次審査（選考委員会）により行う。

2 選考委員会の審査方法については、別に定めるものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、前条の審査に基づいて、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助事業の変更等）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合
- (3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。）

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

（実績報告書）

第13条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）
- (3) 経理関係書類（領収書の写し等支出の実績が証明できるもの）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、前項但し書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱(平成13年5月14日施行)は廃止する。ただし、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

(別表) 補助対象経費

食糧費、事務費・人件費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の維持・整備費を除く、次に掲げる事業等に要する経費とする。

科 目	内 容
謝 金	演奏者、講師、アドバイザーなどへの謝礼等
旅 費	演奏者、講師、アドバイザーなどへの旅費等
消 耗 品 費	舞台、看板などの飾り付け用品、食材などの材料、チラシ印刷用紙、封筒、競技・イベントなどの消耗品の購入費等
印 刷 費	パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書などの印刷費等
修 繕 費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品等の修繕費
借 上 料	音響、照明などの機器、会場、自動車、縫いぐるみなどの用具の借上代等
郵送運搬費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費等
保 険 料	イベント等の保険等
備品購入費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品の購入費。ただし、1件あたり10万円以内とし、総額20万円以内とする。
その他知事が事業実施に必要と認める経費	

発行 山梨県県民生活部県民生活・男女参画課  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

E-mail [kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp)

電話 055-223-1351

FAX 055-223-1320